

令和2年度 第5回県政参画電子アンケート 「迷惑防止条例の一部改正」に関するアンケート結果

1 調査概要

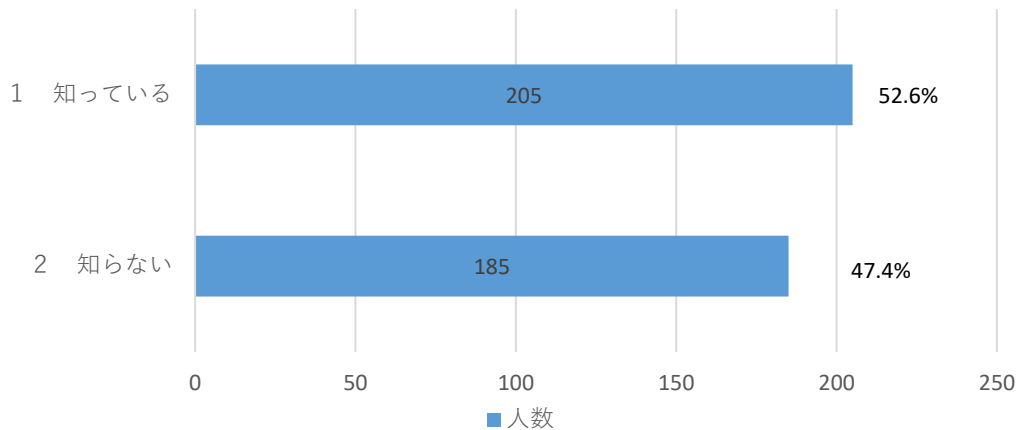
- テーマ 「迷惑防止条例の一部改正」に関するアンケート
- 実施期間 令和3年8月7日～8月17日
- 対象 県政参画電子アンケート会員 597名
- 回答数 390名(回答率 65.3%)

2 目的・概要

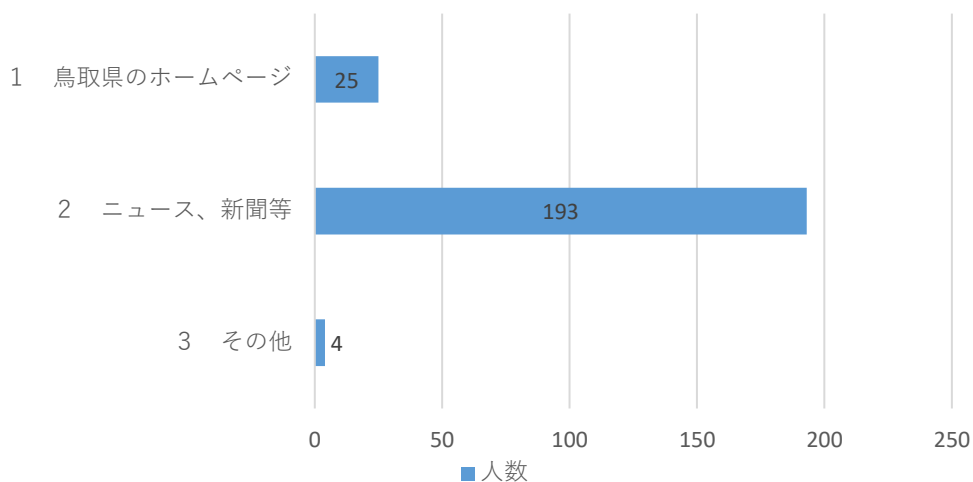
迷惑防止条例は県民の平穏な生活を守るために規定された条例であり、盗撮等平穏を害する様々な迷惑行為を規制しております。

しかしながら、近年、現行の規制内容では規制しきれない盗撮行為、嫌がらせ行為等の迷惑行為が発生しており、県民の平穏な生活を確保することが困難となりつつあることから、この度、当該迷惑行為を規制する内容を盛り込んだ改正を予定しています。ついては、県民のみなさんの意見を把握するためにアンケートを行いました。

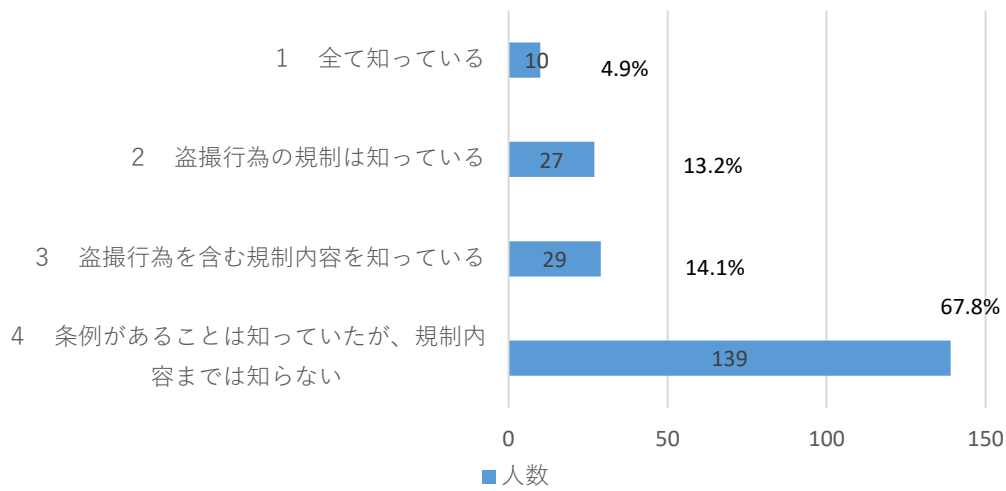
【問1】あなたは、迷惑防止条例を知っていますか？(1つだけ選択)



【問2】「問1で知っている」と回答された方にお聞きます。どのようにお知りになりましたか？(複数選択可)



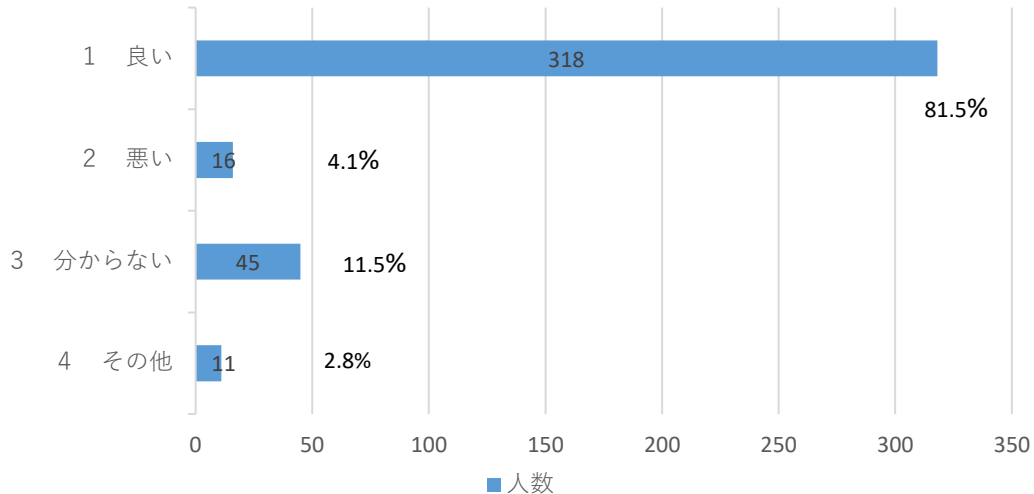
【問3】「問1で知っている」と回答された方にお聞きます。規制内容は知っていますか？(1つだけ選択)



【問4】 以下、迷惑防止条例の改正(案)のうち、盗撮の規制拡大について伺います。

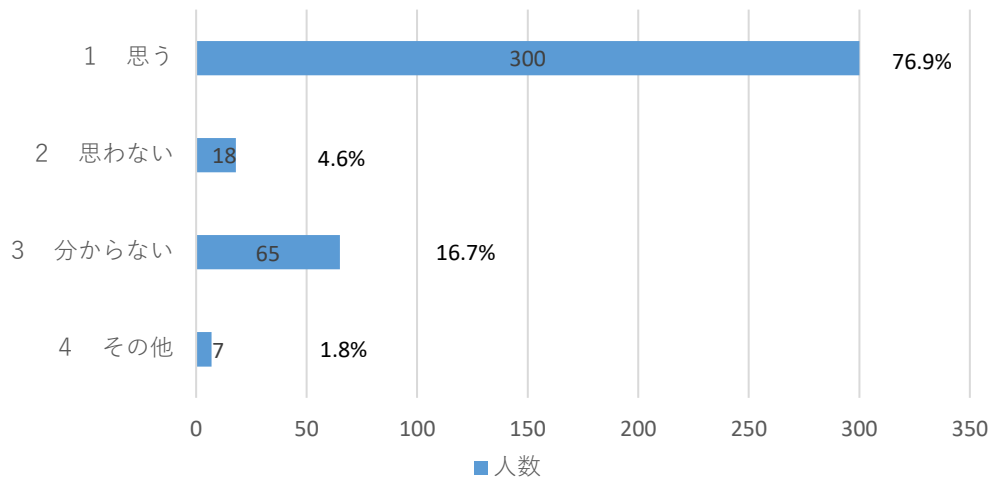
(1) 盗撮用カメラ等の事前設置規制について

現行条例では、盗撮のためにカメラ等を事前に設置することは規制できませんでした。事前設置の規制について、どう思いますか。(1つだけ選択)



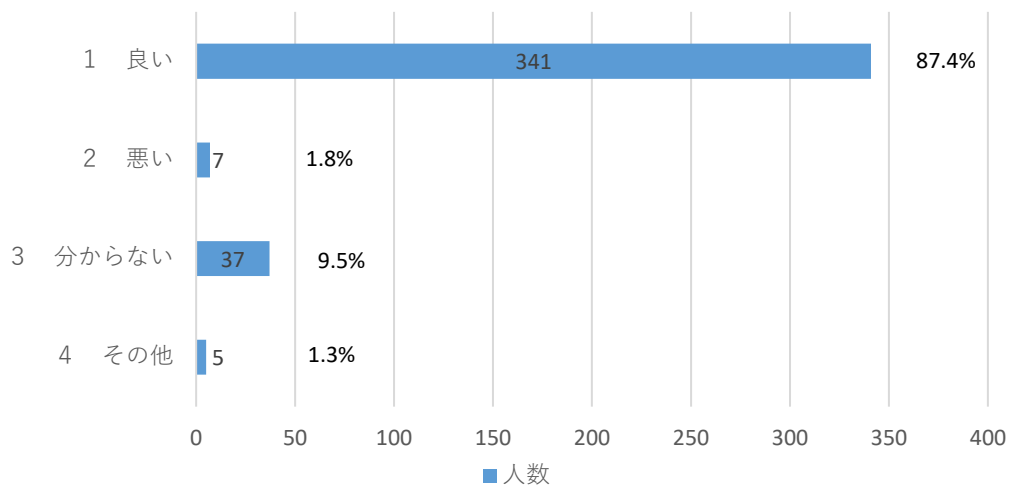
(2) 透視機能付きカメラ等での盗撮規制について

透視機能付きカメラ等での撮影規制については、現行条例では明文化されていませんでした。明文化することで、こういった行為の抑止に繋がると感じますか。(1つだけ選択)



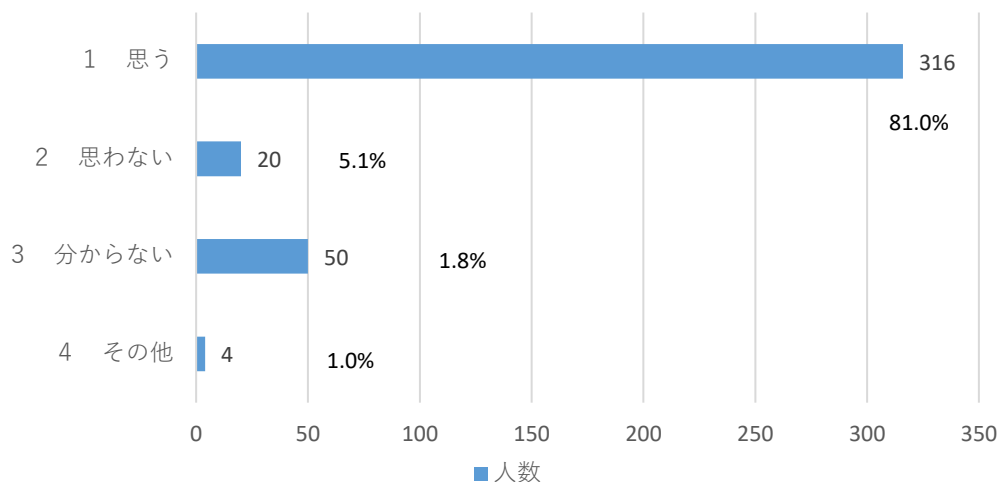
(3) 通常衣服を着けない場の盗撮規制拡大について

現行条例では公衆トイレ等公共の場所限定でしたが、自宅のトイレ等公共の場所以外の通常衣服を着けない場での盗撮(事前設置含む)も規制する予定です。規制場所の追加についてどう思いますか。(1つだけ選択)



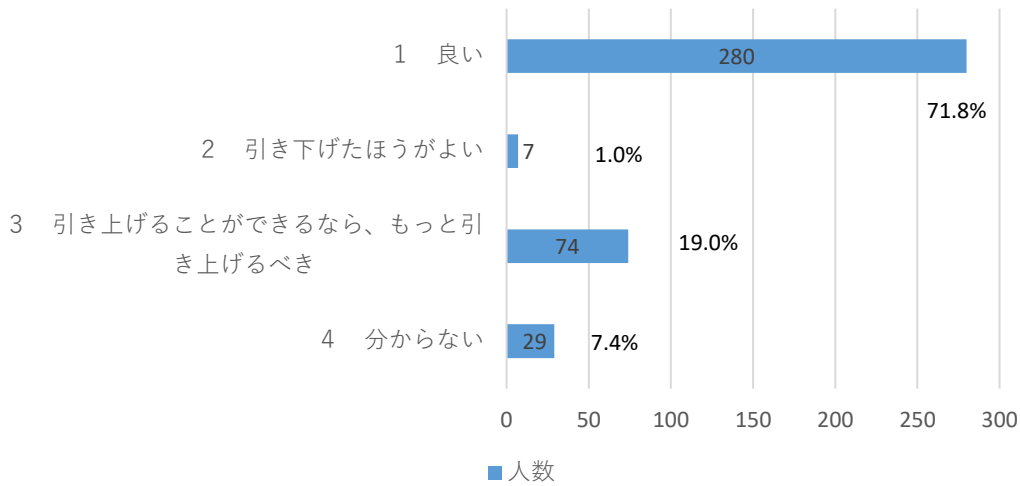
(4) 盗撮規制の場所として、事務所やタクシー等不特定又は多数の者が利用する場所(準公共性がある場所)の追加について

現行条例では公共性のない場所については、盗撮として規制はできませんでした。盗撮規制の場所として、不特定の方や多数の方が使用される場所や乗物(事務所やタクシー等不特定又は多数の者が利用する場所(準公共性がある場所))を追加することによって、盗撮被害の減少に繋がると思いませんか。(1つだけ選択)



(5) 盗撮の罰則強化について

現行条例では、規制されている全ての行為の罰則について、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料と規定していますが、この度の改正で、盗撮又はのぞき行為については、1年以下の懲役刑又は100万円以下の罰金(常習であれば、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)に引き上げます。条例で定めることができる罰則の上限まで引き上げを予定していますが、このことについてどう思いますか。(1つだけ選択)



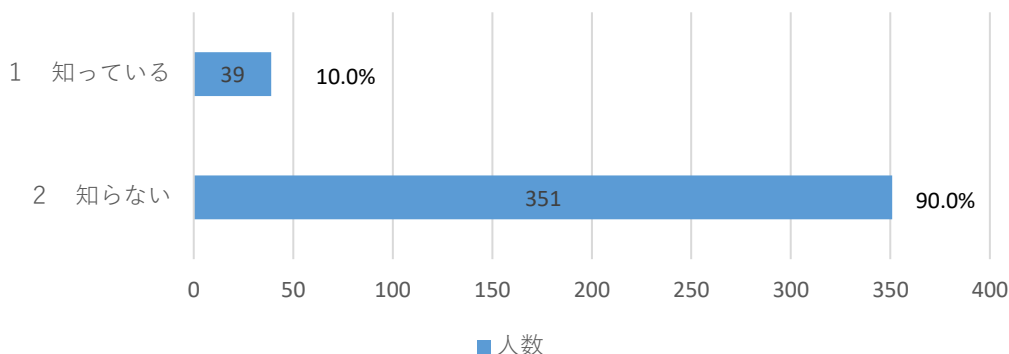
【問5】 以下、迷惑防止条例の改正(案)のうち、嫌がらせ行為の規制について伺います。

(1) 本条例で改正予定である嫌がらせ行為は、ストーカー規制法第2条で規制されているものと同じく、全部で8類型(別添チラシ参照)とする予定ですが、その8類型について知っていますか？(1つだけ選択)

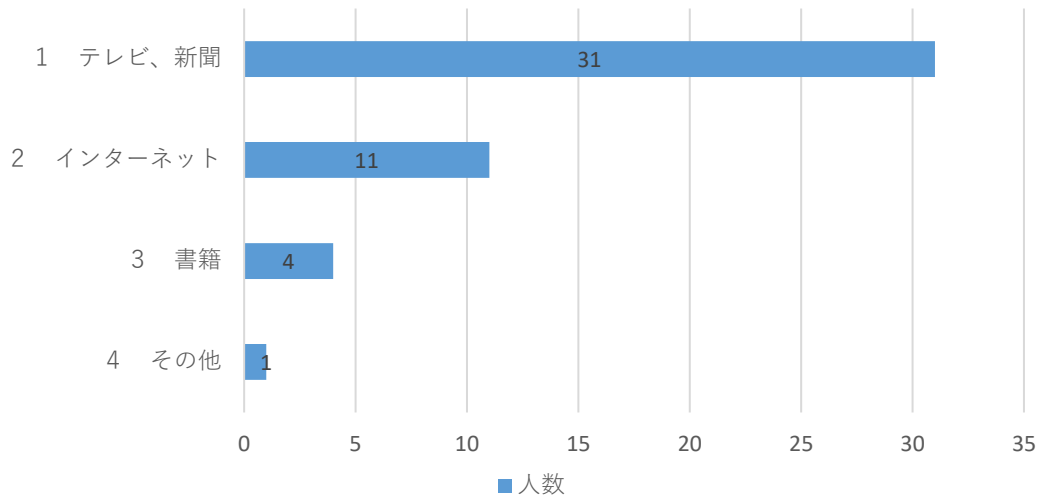
嫌がらせ行為（ストーカー除く）に対する規制内容（反復性を要する）

身体の安全や通常所在する場所（住居、勤務先等）の平穏若しくは名誉が害される不安を覚えさせる方法で行われるものに限る

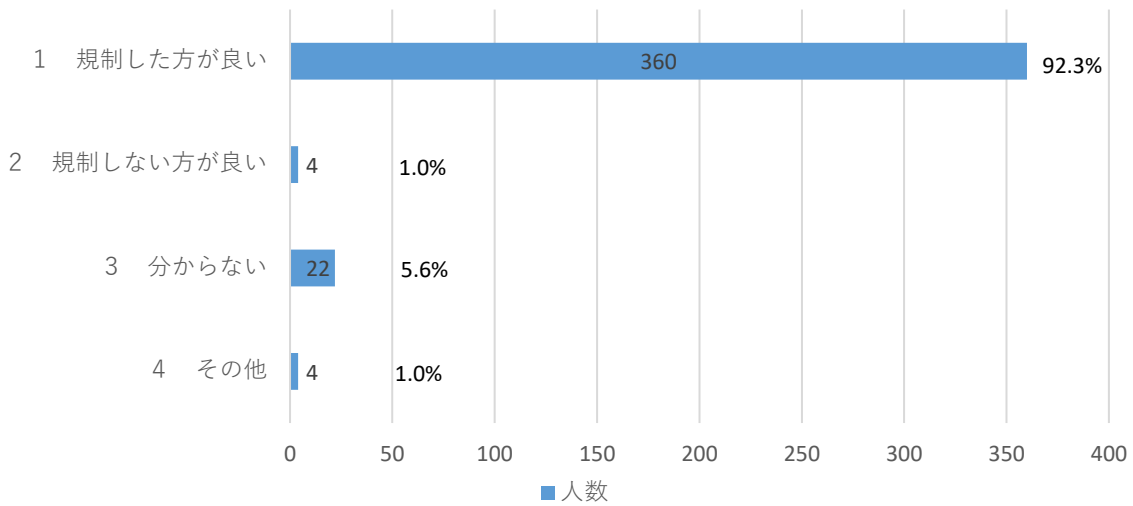
3号・面会その他義務なき要求	1号・つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり ・住居等の付近における見張り ・住居等への押し掛け ・住居等の付近におけるうろつき
4号・著しく粗野又は乱暴な言動	
5号・無言電話 ・連続電話、FAX、電子メール送信	2号・監視していると思わせることを告げる ・知り得る状態に置く
6号・汚物等嫌悪の情を催させる物の送付 ・知り得る状態に置く	7号・名誉を害する事項を告げる ・知り得る状態に置く
8号・性的羞恥心を害する事項を告げる ・知り得る状態に置く	・電磁的記録等の送付



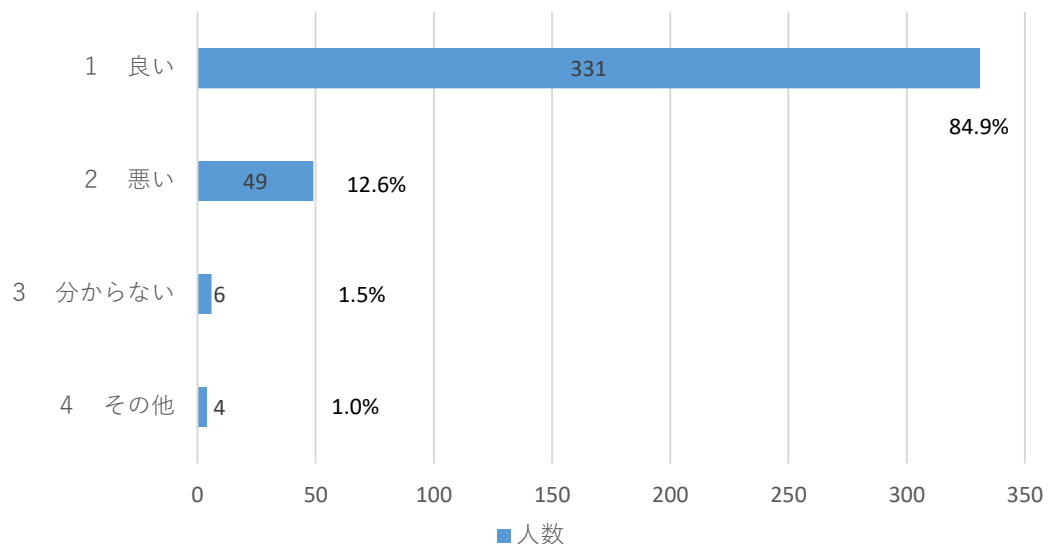
(2) 「1 知っている」と回答された方にお聞きします。どのようにお知りになりましたか？(複数選択可)



(3) ストーカー規制法で規制されない嫌がらせ行為を規制することについてどう思いますか？(1つだけ選択)



【問6】 現行条例では、悪質な客引き行為の規制がありますが、指示を行う会社や雇用主等については未規制です。客引き行為について、行為者と同様に罰金刑を科すことができるよう両罰規定を設けることについてどう思いますか。(1つだけ選択)



【問7】 迷惑防止条例は、「鳥取県民、鳥取県に滞在している方の平穏な生活」を守ることを目的としています。今回の改正によって、県民の平穏な生活の保持に繋がると感じますか？(1つだけ選択)

